

国立大学の附属学校における労務管理等に
関する調査結果

令和4年2月22日

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課

1. 調査概要

(1) 調査趣旨

- 一部の国立大学法人において附属学校教員の時間外労働に対する割増賃金の未払いがあったことを受け、労働基準監督署からの是正勧告や指導の状況や附属学校における労務管理の状況を関係国立大学法人間で情報共有することで、適正な労務管理のための体制整備の一層の促進を期するものです。

(2) 調査対象

- 附属学校を設置する 55 国立大学法人

(参考)

附属学校数	253 校
幼稚園	49
小学校	67
中学校	68
義務教育学校	5
高等学校	15
中等教育学校	4
特別支援学校	45

(3) 調査項目

① 労働基準監督署からの是正勧告や指導に関する調査

- 時間外労働や休日労働に対する割増賃金の未払いについての是正勧告や指導の状況
(平成 16 年 4 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日)
- 対象学校名
- 是正勧告や指導の主な内容
- 対応状況
- 割増賃金の遡及支給の内容

② 附属学校における労務管理に関する調査

- 時間外労働及び休日労働に関する協定（いわゆる「36 協定」）を締結しているか
- 被用者の労働時間を適正に把握しているか
- 時間外労働や休日労働に対する割増賃金の支給方法

(4) 調査方法

- 各国立大学法人からの書面回答

(5) 調査期間

- 令和 3 年 12 月～令和 4 年 1 月

2. 調査結果

(1) 労働基準監督署からの是正勧告や指導に関する調査結果

① 時間外労働や休日労働に対する割増賃金の未払いについての是正勧告や指導の状況 (平成16年4月1日～令和3年12月31日)

- ・ 是正勧告や指導を受けたことがある法人

24 法人 (全 55 法人中) 《44%》

(注) 北海道教育大学、山形大学、茨城大学、筑波大学、群馬大学、埼玉大学、新潟大学、信州大学、静岡大学、愛知教育大学、三重大学、京都教育大学、大阪教育大学、鳥取大学、広島大学、山口大学、鳴門教育大学、高知大学、福岡教育大学、佐賀大学、長崎大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学

② 対象学校数

66 校 (全 253 校中) 《26%》

③ 是正勧告や指導の主な内容

- ・ 労働基準法第32条違反
時間外労働に関する協定に定める時間外労働の上限を超えて労働させている。
- ・ 労働基準法第37条違反
時間外労働や休日労働に対する割増賃金を支払っていない。
- ・ 労働基準法第108条違反
賃金台帳が適切に調製、記入されていない。

④ 対応状況

- ・ 改善済
22 法人 (対象 24 法人中) 《92%》

- ・ 対応中
2 法人 (対象 24 法人中) 《8%》

(注) 筑波大学、三重大学

⑤ 割増賃金の遡及支給の内容

- ・ 対象 24 法人の合計

2,952 人

1,555,780,212 円

(注) 対応中の2法人は、調査への回答日時点の対応済み分を計上している。

(参考)

- 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）
（労働時間）

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させては

ならない。

- 2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

(時間外及び休日の労働)

第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この項において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、一日について二時間を超えてはならない。

(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

第三十七条 使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

(賃金台帳)

第一百八条 使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

- 労働基準法第三十七条第一項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令（平成六年政令第五号）（抄）

労働基準法第三十七条第一項の政令で定める率は、同法第三十三条又は第三十六条第一項の規定により延長した労働時間の労働については二割五分とし、これらの規定により労働させた休日の労働については三割五分とする。

- 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）（抄）

第五十四条 使用者は、法第一百八条の規定によつて、次に掲げる事項を労働者各人別に賃金台帳に記入しなければならない。

五 労働時間数

六 法第三十三条若しくは法第三十六条第一項の規定によつて労働時間を延長し、若しくは休日に労働させた場合又は午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合には、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に労働させた場合には、その延長時間数、休日労働時間数及び深夜労働時間数

(2) 附属学校における労務管理に関する調査結果

① 時間外労働及び休日労働に関する協定（いわゆる「36協定」）を締結しているか

- ・ 締結している。

55 法人（全 55 法人中） 《100%》

② 被用者の労働時間を適正に把握しているか

- ・ 把握している。

55 法人（全 55 法人中） 《100%》

③ 時間外労働や休日労働に対する割増賃金の支給方法

- ・ 「教職調整額」等として一定額を支給している。かつ、実際の時間外労働や休日労働の時間に基づく超過勤務手当や休日勤務手当の相当額が「教職調整額」等を超える場合であっても、当該超える部分について超過勤務手当や休日勤務手当を支給していない。

5 法人（全 55 法人中） 《9%》

（注）岩手大学、秋田大学、富山大学、金沢大学、愛媛大学

（参考）

- 教職調整額：公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に基づき、時間外勤務手当及び休日勤務手当が支給されない公立学校の教員に支給される給料月額額の100分の4相当の額。平成16年度の法人化前の国立大学の附属学校の教員には同法の適用があった。法人化以降は、同法は適用されないが、国立大学法人が各自の給与規程等に基づき支給している場合がある。

- 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日策定）（抄）

〔労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置〕

- 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること

（1）原則的な方法

- ・ 使用者が、自ら現認することにより確認すること
- ・ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること

（2）やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合

- ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと
- ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
- ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること

（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/roudouzikan/070614-2.html

- 時間外労働等に対する割増賃金の解釈について（平成29年7月31日付け基発0731第27号厚生労働省労働基準局長通知（都道府県労働局長宛））（抄）

時間外労働等に対する割増賃金を基本給や諸手当にあらかじめ含める方法で支払う場合には、通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とを判別できることが必要であること。

また、このとき、割増賃金に当たる部分の金額が労働基準法第37条等に定められた方法により算定した割増賃金の額を下回るときは、その差額を支払わなければならないこと。

（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220225K0010.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220225K0011.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220225K0020.pdf>

2. 調査結果

(1) 労働基準監督署からの是正勧告や指導に関する調査結果

⑤割増賃金の遡及支給の内容

・対象24法人の内訳

法人名	割増賃金の遡及支給の内容	
	人数 (人)	金額 (円)
北海道教育大学	49	11,529,613
山形大学	86	82,897,682
茨城大学	*1 92	*1 87,292,600
筑波大学	*2 33	*2 10,950,248
群馬大学	60	78,838,611
埼玉大学	102	118,117,276
新潟大学	191	109,870,744
信州大学	51	72,868,452
静岡大学	23	3,264,747
愛知教育大学	685	42,400,000
三重大学	*3 78	*3 159,264,410
京都教育大学	33	2,047,117
大阪教育大学	56	5,593,539
鳥取大学	5	1,032,117
広島大学	*4 466	*4 285,000,000
山口大学	171	29,007,556
鳴門教育大学	53	33,864,917
高知大学	*5 188	*5 270,462,446
福岡教育大学	26	1,737,246
佐賀大学	120	28,351,779
長崎大学	109	43,154,806
宮崎大学	30	4,482,478
鹿児島大学	215	69,230,062
琉球大学	30	4,521,766
合計	2,952	1,555,780,212

*1 是正勧告の対象校以外の学校分を含む。

*2 調査への回答日時点の対応済み分を計上している。

*3 調査への回答日時点の対応済み分を計上している。

*4 是正勧告の対象校以外の学校分を含む。

*5 是正勧告の対象校以外の学校分を含む。